

大川広域行政組合滞納整理規則

〔 昭和46年 8月 4日
規 則 第 5 号 〕

改正 昭和54年 2月28日規則第 3号 平成14年 3月29日規則第 3号
 平成15年 4月 1日規則第 2号 平成15年 4月 1日規則第 3号
 平成16年 3月24日規則第 1号 平成17年 9月29日規則第16号
 平成19年 3月29日規則第 1号 平成19年 3月29日規則第 3号
 平成20年 7月11日規則第16号 平成22年 3月25日規則第 2号
 令和 2年 7月 1日規則第 9号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合同規約（昭和45年規約第1号）第3条第1号の規定に基づく関係市の滞納税を整理処分することについて必要な事項を定めるものとする。

(滞納整理移管・徴収票の提出)

第2条 関係市の長は、滞納税及びこれらの督促手数料及び延滞金等（以下「徴収金」という。）の滞納整理を必要とするものについて、移管・徴収票（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 移管・徴収票提出後その記載事項に異動を生じたときは、遅滞なく前項に準じて報告しなければならない。

(催告書の発付)

第3条 管理者は、移管・徴収票に基づき、直ちに滞納者に対し、催告書（様式第2号）を発しなければならない。

2 納期までに納付しない者に対しては、更に差押予告通知書（様式第3号）を発することができる。

(滞納処分)

第4条 前条による指定期日までに徴収金を完納しない場合は、徴税吏員（この条において、職員の併任に関する協定書により併任職員の期間にある者を含む。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところに基づき、国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定に準拠し、滞納処分を執行しなければならない。

(徴税吏員の身分証票)

第5条 徴税吏員（命令を受けた市の嘱託員を含む。）は、前条による滞納処分をする場合において、その処分のため財産の差押えをするときは、その命令を受けた徴税吏員であることを証明する証票（様式第4号）を携帯しなければならない。

(領収書の交付)

第6条 徴税吏員は、徴収金を領収したときは、領収書（様式第5号）を納税者に交付しなければならない。

(徴収金の払込み)

第7条 徴税吏員において徴収した徴収金は、徴収した月の翌月の10日（徴収した月が3月につ

いてはその月の30日)までに関係市へ送金しなければならない。

- 2 前項の場合において、管理者は、徴収金の一覧表を毎月ごとにとりまとめ、徴取引継書(様式第6号)を作成し、関係市の会計管理者に引き継ぐものとする。

(催告手数料の徴収依頼)

第8条 管理者は、催告手数料の徴収を関係市の会計管理者に依頼することができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年2月28日規則第3号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月29日規則第16号)

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1条、第2条、第4条、第11条、第13条、第14条及び第17条の規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成19年3月29日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月11日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした通知その他の行為は、この規則による改正後の相当規定に基づいて大川広域行政組合管理者がした通知その他の行為とみなす。

(様式等の特例)

- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成22年3月25日規則第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(様式に係る経過措置)
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1条から第4条、第6条、第10条及び第11条、第13条、第17条及び第18条、第21条及び第22条、第24条並びに第26条の規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則 (令和2年7月1日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大川広域行政組合滞納整理規則規定は、令和2年6月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の大川広域行政組合滞納整理規則の規定を適用する場合において、改正前の大川広域行政組合滞納整理規則第1条の規定に基づいて行った関係市の滞納税の整理処分は、改正後の大川広域行政組合滞納整理規則第1条の規定に基づいて行った関係市の滞納税の整理処分とみなす。

様式第1号 (第2条関係)

市税滞納整理移管・徴収票

住所				氏名				TEL	市			番号	
年度	税目	期別	納期限	本税	督促 手数料	延滞金	計	領 収				未 収 額	
								年月日	本税	督・手	延滞金	本税	督・手
合 計 (小 計)													

年 月 日	記 事	備 考

様式第2号（第3条関係）

記 号
年 月 日

〒		様
---	--	---

大川広域行政組合管理者

催 告 書

今回あなたの滞納市税が 市役所から当組合へ移管されました。
 当組合としては、整理の必要がありますので、下記により必ず指定期日までに納付してください。
 指定期日以後は、国税徴収法に基づき滞納処分を執行しますので、あらかじめご承知ください。

記

- | | | | |
|--------|--|----|--------------|
| 1 滞納税額 | | 円 | （滞納税金内訳のとおり） |
| 2 指定期日 | 年 月 日（ ） | 限り | |
| 3 納付方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・当組合又は貴市役所へ直接納付（本状を持参） ・銀行振込の場合 <ul style="list-style-type: none"> 銀行名 株式会社 百十四銀行津田支店 口座番号 （普通）0074650 口座名義 大川広域行政組合会計管理者 | | |

※連絡先 香川県さぬき市津田町津田112番地33
 大川広域行政組合 事務局 税務係
 TEL 0879（42）2740

様式第3号（第3条関係）

記 号
年 月 日

〒	様
---	---

大川広域行政組合管理者

差押予告通知書

あなたから納付していただく市税について、これまで督促、催告を行い、自主的に納付されるよう通知してきましたが、まだ納付されておられません。

つきましては、下記により必ず指定期日までに納付してください。

万一、納付されないときは、やむを得ずあなたの財産を差押える予定です。

また、やむを得ない事情により納付できないときは、本書をご持参のうえ指定期日までに納税相談におこしてください。

記

- | | | | |
|---|------|--------------------|--------------|
| 1 | 滞納税額 | _____ 円 | （滞納税金内訳のとおり） |
| 2 | 指定期日 | _____ 年 月 日（ ）限り | |
| 3 | 納付方法 | ・銀行振込の場合 | |
| | | 銀行名 株式会社 百十四銀行津田支店 | |
| | | 口座番号 （普通）0074650 | |
| | | 口座名義 大川広域行政組合会計管理者 | |

本書到着前に納付済の場合は、行き違いですからご了承ください。

※連絡先 香川県さぬき市津田町津田112番地33
大川広域行政組合 事務局 税務係
TEL 0879（42）2740

様式第4号（第5条関係）

第	号
氏名	
徴税吏員証	
年 月 日	
大川広域行政組合管理者	

第	号
氏名	
市税等滞納者財産差押証	
年 月 日	
大川広域行政組合管理者	

様式第5号（第6条関係）

領 収 書

調定年度		現年・過年・滞納	通知書番号 (住民コード)	
納税者氏名				
税 目				
年度	期別	税 額	督促料	延 滞 金
合 計				

上記の金額正に領収しました。

大川広域行政組合
Tel. (0879) 4 2 - 2 7 4 0 番
4 2 - 3 4 8 2 番

	領収日付印
--	-------

領 収 書

第 号	納税者	住 所	氏 名
			様納

金 額	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

年度	税 目	期別	税 額	督 促 手 数 料	延滞金	計
合 計						

上記の金額正に領収しました。

大川広域行政組合
Tel. (0879) 4 2 - 2 7 4 0 番
4 2 - 3 4 8 2 番

出納員	領収日付印

様式第6号（第7条関係）

市税徴収引継書							
税		市（ ）					
一金		円		年 月分 No.			
領収書番号	氏 名	本税額	督 促 手数料	延滞金	引継額	本 税 延滞金 計	摘 要
—							
—							
—	////////////////////						
—							
—							
小 計							
合 計							
上記金額正に引継ぎしました。 年 月 日 大川広域行政組合管理者 市会計管理者 殿							